

夏季プール開放

①7月15日「海の日」は小・中学生のプール利用が無料です

①温水プール・屋外プール

施設名	問合せ先
総合運動場温水プール	☎3417-0017 FAX 3417-0013
千歳温水プール	☎3789-3911 FAX 3789-3912
太子堂中学校温水プール	☎・FAX 3413-9311
玉川中学校温水プール	☎・FAX 3701-5667
烏山中学校温水プール	☎・FAX 3300-6703
梅丘中学校温水プール	☎・FAX 3322-6617
大蔵第二運動場屋外プール	☎3416-1212 FAX 3416-1777

②公園プール

施設名	利用時間
世田谷公園プール	
玉川野毛町公園プール	午前9時～11時、 午前11時30分～ 午後1時30分、 午後2時～4時、 午後4時30分～ 6時30分

③区立中学校の夏季プール開放

学校名	開放日時 (遊泳は終了時刻15分前まで)	問合せ先 (開放期間中のみ)
松沢	7月20日(土)～8月18日(日) 午後6時30分～8時30分	☎3303-6672
駒沢	7月27日(土)～8月11日(祝)	☎3410-0621
北沢	午前10時～午後5時	☎3468-2971
瀬田	8月10日(土)～18日(日) 午前10時～午後5時	☎3700-0758
喜多見	8月12日(休)～24日(土) 午前10時～午後5時	☎3417-4961
緑丘	8月12日(休)～25日(日) 午前10時～午後5時	☎3303-5536
駒留		☎3410-0601

利用時間／午前9時～午後9時

②大蔵第二運動場屋外プール 夏のプール開放
開放日時／7月13日(土)～9月1日(日)午前9時～午後5時
※金曜、土・日曜(9月1日(日)を除く)、祝・休日は午後9時まで。
※保守点検等により臨時休業することがあります。

利用料金／高校生以上＝1180円(660円)、小・中学生・65歳以上・障害のある方(高校生以上)＝450円(250円)、幼児・障害のある小・中学生・介助者(2名まで)＝無料
※()内は半日(午前・午後・夜間)の料金。

備土・日曜、祝・休日、8月13～16日、夜間(金・土・日曜、祝・休日)の利用は、事前に予約が必要です。

共通事項

備利用方法等詳しくは、①①②③ホームページ (HP<https://www.se-sports.or.jp/>)、①② 区HPQ 139921 をご覧いただくか、お問い合わせください。荒天の際は利用を中止する場合あり。小学生以下は付き添いが必要。③車での来場不可。

問①①③(公財)世田谷区スポーツ振興財団☎3417-2811 FAX3417-2813 ①②📞せたがやコール ②大蔵第二運動場管理事務所☎3416-1212 FAX3416-1777

建築物の安全を確保するために適法な建物を建てましょう

手続きに不備のある建築物は、地震や台風等の災害時に、避難や救助活動の障害となるだけでなく、延焼や破損等による近隣への悪影響を生じさせることもあります。また、増築や建替え等の際に、様々な建築上の制限や問題が発生する可能性があります。建築物を建てる際には、建築確認申請、中間・完了検査等の各手続きを確実に実施し、建築基準法等に適合した安全な建築物としましょう。

- 建築確認申請、確認済証の取得、工事着手

建築主が確認申請を行い、建築基準法やその他の関係法令の規定に適合している場合は「確認済証」が交付され、その後、工事に着手することができます。

なお、一定規模の建築物については、構造計算適合判定及び省エネ建築基準適合判定の対象となる場合もあります。

- 中間検査の受検、中間検査合格証の取得

対象建築物は、地階を除く階数が3以上のものと、階数が3以上の共同住宅です。建築物の安全性に深く関わる部分の工事(特定工程)を完了した段階で、確認申請のとおり施工されているかを検査します。確認申請図書のとおり施工され、建築基準法等に適合している場合は、「中間検査合格証」が交付されます。

- 完了検査の受検、検査済証の取得

建築物の工事終了後の完了検査は、建築基準法上、ほとんどの建築物が対象となります。完了検査に合格した場合には建築主へ「検査済証」が交付され、建築物が使用できるようになります。検査済証を取得していない建築物は、安全性の確認等が困難であることなどから、増築等の建築行為を制限されることもあります。

- 工事監理者の選任

確認申請図書のとおり施工されているかのチェックを行うのが工事監理者です。建築物の適法性を確認するうえで、重要な役割を担います。建築主は工事を行う際に、工事監理者を選任し、届け出ることが必要です。

中間検査の様子▶

安心して住むために、建築物の手続きを確実にを行い、安全なまちをつくりましょう。

問建築審査課 ☎6432-7166 FAX6432-7985

国民年金保険料の免除・納付猶予制度(マイナポータルでの申請も可能です)

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な方のために、保険料の免除制度があります。申請者本人、配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準額以下(世帯の構成人数等により異なります)の場合に認められます。

なお、申請者本人が50歳未満の方で、申請者本人、配偶者の前年所得が基準額以下であれば、世帯主の所得にかかわらず納付猶予制度が利用できます。

- 申請期間

申請日時点の2年1か月前の月分から申請できます。なお、6年度分(6年7月～7年6月)の申請は7月からできます。

- 継続審査

5年度分の全額免除または納付猶予が承認されている方のうち、条件に該当する方は継続して申請があったものとして6年度分の審査が行われます。対象の方には日本年金機構から結果通知が送付されます。

- 離職等による特例

離職者本人の所得を除外して審査する特例があります。申請する場合は、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」等の公的機関の証明書(写し)が必要です。また、事業の廃止、天災等を理由とする特例もあります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う臨時特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、臨時特例措置に基づき算出した所得が免除基準相当であった方は、免除申請が可能です。※臨時特例措置の対象は、4年度分(5年6月分)まで。

備マイナポータルでは夜間・休日でもスマートフォン等から手続きができます。詳しくは、お問い合わせいただくか、日本年金機構のホームページ(HP<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。

問世田谷年金事務所 ☎6844-3871(音声案内2→2)、国保・年金課 ☎5432-2356 FAX5432-3051

4